

横須賀市における海上自衛隊施設の整理・統合事業に関する協定書

横須賀市における海上自衛隊の施設を整理・統合する事業に関し、海上自衛隊を代表し横須賀地方総監（以下「甲」という。）、防衛施設庁を代表し横浜防衛施設局長（以下「乙」という。）及び横須賀市長（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横須賀市における海上自衛隊施設の効率的使用を確保し、併せて地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく横須賀市の基本構想（平成9年3月25日議決）である自衛隊施設の集約・統合の促進を図るため、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）の協力に関し必要な事項を定め、もって、海上自衛隊施設（大矢部弾庫、潜水医学実験隊、横須賀病院教育部、久里浜貯油所及び比与宇弾庫）の整理・統合事業（以下「整理・統合事業」という。）を円滑に実現することを目的とする。

（整理・統合事業）

第2条 整理・統合事業は、平成16年度に着手することとし、その事業期間はおおむね10年間とする。

2 甲及び乙は、国の財政事情等による整理・統合事業の変更に伴い、丙との協力に変更が生じる場合には、丙と事前に協議するものとする。

3 甲は、大矢部弾庫、潜水医学実験隊及び横須賀病院教育部の移設整備に当たっては、特定国有財産整備特別会計の活用も念頭にこれを行うものとする。

（弾庫機能の移転、集約）

第3条 甲は、大矢部弾庫の機能移転のため、比与宇弾庫地区（保安用地を含む。）の所管換等（吾妻島地区の一部共同使用を含む。）により弾庫施設等を集約・整備するものとする。

2 甲及び乙は、大矢部弾庫の現況並びに比与宇弾庫及び吾妻島地区の整備状況（次項において「現況等」という。）を各年度末までに丙に書面、図面等により通知するものとする。

3 甲及び乙は、丙と日時等を調整の上、丙に対し大矢部弾庫及び比与宇弾庫地区において現況等を説明するものとする。

（後方支援施設、生活関連施設等の整備）

第4条 甲は、関東自動車工業（株）跡地の取得を図ることとし、同跡地取得後は、久里浜地区に所在する潜水医学実験隊及び横須賀病院教育部の代替施設等を含む後方支援施設、生活関連施設等を整備するものとする。

（旧軍港市国有財産処理審議会）

第5条 丙は、甲が計画する弾庫施設等の機能移転、集約・整備に関し、旧軍用財産の防衛庁への転用（比与宇弾庫地区（保安用地を含む。）の所管換及び吾妻島地区の一部共同使用をいう。）を了解の上、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）に基づく旧軍港市国有財産処理審議会（地方幹事会を含む。）における処理について協力するものとする。

（長浦ふ頭岸壁等と久里浜貯油所について）

第6条 三者は、長浦ふ頭岸壁、長浦ふ頭1・2号栈橋及びその背後ふ頭用地の一部を海上自衛隊に、久里浜貯油所を横須賀市に交換できるように関係機関と調整するものとする。

（横須賀港港湾計画の改訂）

第7条 丙は、整理・統合事業の円滑な実現を図るため、第3条及び前条に関し、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく横須賀港港湾計画の臨港地区（商港区）解除について、関係機関と調整の上、協力するものとする。

（周辺整備事業）

第8条 乙は、丙が要望する周辺整備事業については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）の規定に基づき、適切に措置するものとする。

（協定事項の遵守）

第9条 この協定書に定める事項は、信義に従い誠実に履行するものとする。

（その他）

第10条 この協定書は三通作成し、三者が各一通を保有するものとする。

なお、この協定書に定める事項の変更及びこの協定書の解釈について疑義を生じる事項については、三者間の協議により定めるものとする。

平成15年12月22日

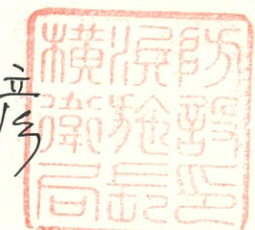
（甲）海上自衛隊横須賀地方総監

齋藤



（乙）防衛施設庁横浜防衛施設局長

析田



（丙）横須賀市長

澤田

